

令和7年度 松本市防犯推進会議 議事録

1 日 時 令和7年7月11日（金）10:00～11:00

2 会 場 松本市立博物館 1階 講堂

3 出席委員 菊池 聡委員（信州大学人文学部教授）
野澤 昭子委員（松本防犯協会連合会女性部長）
横井 秀典委員（松本警察署生活安全第一課長）
佐々木 一郎委員（第一地区防犯パトロール委員会会長）
宮坂 明直委員（松本市消防団長）
中村 哲司委員（松本市町会連合会副会長）
原 弥生委員（松本市女性団体連絡協議会会長）
渡辺 はる美委員（松本市青少年補導委員協議会会長）
中村 勇一委員（松本市PTA連合会副会長）
小澤 慶子委員（松本市高齢者クラブ連合会副会長）
岩垂 学委員（松本商工会議所総務部長）
瀧澤 修一委員（長野県消費生活センター所長）

欠席委員 伊藤 順一委員（社会福祉法人松本市社会福祉協議会事務局長）

4 委員自己紹介

別紙「松本市防犯推進会議委員名簿」の順に自己紹介

5 会議事項及び発言要旨

(1) あいさつ（危機管理部長）

(2) 役員選出

互選により、会長に信州大学人文学部教授の菊池委員、副会長に松本防犯協会連合会女性部長の野澤委員を選出。

(3) 議事

ア 令和6年度の取組みについて、事務局から説明

イ 松本警察署管内の治安情勢・最新の犯罪情報について生活安全第一課から説明

- ・ 犯罪情勢を語る上で、何年も前から欠かせないのが「電話でお金詐欺」である。現状として、県内で被害件数が多いのが松本警察署管内となって

いる。本年は現時点で松本警察署管内、松本市内を含めて被害認知件数が多くなっている。

- ・ 近年、犯罪の傾向に若干の変化が見られる。ここ20年ほどオレオレ詐欺については報道等で目にする機会が多いと思われるが、従来は騙されるのは高齢者という印象があった。電話でお金詐欺は65歳以上の方が騙される犯罪だと認識される方も多いのではないだろうか。しかし、本年だけで松本警察署管内のオレオレ詐欺の被害者は半数以上が20代から40代の若い方である。犯罪の傾向は変化してきており、若年層、一般的に企業に勤務している現役世代の方たちが被害に遭うことが増えていることを認識していただきたい。
- ・ 現在オレオレ詐欺の被害が最も多い状況で、どのような手口が使われているかという点、依然として自宅の固定電話にかかってくることもあるが、最近では携帯電話に直接電話がかかってくることが多い。「+」から始まる、不明な電話番号から電話がかかってくる経験のある方もいらっしゃるのではないだろうか。
- ・ 「+」から始まる電話は国際電話を使ったもので、携帯電話等に電話をかけてくる。電話に出た際、相手は「警視庁の〇〇です」「愛知県警察本部捜査2課の〇〇です」「沖縄県警の〇〇です」など、様々な県警を名乗ってくる。
- ・ 電話に出た方は警察からの連絡に驚くが、犯人は「あなたの口座が資金洗浄に使われています」「あなたの口座がマネーロンダリングに使われています」「あなたの口座が犯罪に使われており、逮捕状が出ています」などと告げる。その後、犯人は「これからLINEのビデオ通話でお話させてください」とビデオ通話に誘導し、ビデオ通話で偽の警察手帳や偽の逮捕状を示して「〇〇県警の警察官です。あなたに逮捕状が出ています」と告げる。騙される方は「自分が何かに関わっているのではないか、本当に捕まるのではないか」と動転し信じてしまう。
- ・ 最近多いのは、SNS（主にLINE）に誘導した後、警察手帳や逮捕状を示した後に「逮捕しないためには24時間監視する必要がある」「これから捜索・差押え5箇条に基づいて身体検査を実施する」と話すことである。配布資料に記載のとおり、わいせつな行為を要求する事案が発生している。最近の被害では、若い女性に対し「身体検査を捜索・差押え5箇条に基づいて行う」と告げ、最初は抵抗する被害者に対し「今すぐ〇〇県警まで来られませんよね？逮捕状が出ているのですから身体検査しなければなりません。これは捜査ですので、まず凶器を持っていないか確認させてください」と矢継ぎ早に要求し、女性に服を脱がせてわいせつな動画を撮

影する手口が増えている。金銭要求ではなく精神的な被害に関わる要求をすることが全体的に増加しており、長野県内でも発生している。

- ・ 警察として強調したいのは、警察が SNS でビデオ通話をするのは絶対がない。SNS（主に LINE）でビデオ通話をするのではなく、逮捕状をビデオ通話で見せることも絶対がない。SNS や LINE でビデオ通話を要求されたら、その時点で詐欺だと疑っていただきたい。警察だと名乗って電話がかかってきて、電話番号が「+」から始まっていたら詐欺だと疑うことが重要である。電話でお金詐欺はここ数年、長野県内で件数が多い状況が続いている。オレオレ詐欺では若い世代の方が騙される被害が本年に入っても増加している。このことを認識していただき、機会があれば周囲にお話しいただければありがたい。

ウ 最新の消費生活相談の動向について、市民相談課から説明

- ・ 松本市の消費生活センターは、松本市役所本庁舎 1 階の市民相談課内にあり、契約トラブルや悪質商法などの消費生活相談について、専門資格を持った相談員が対応している。主な業務は、消費者自身で解決できるような助言の提供、消費者と事業者の間に入って話し合いを取り持つ斡旋、解決困難な相談については適切な相談窓口への情報提供を行っている。その他、消費者被害防止の周知啓発、出前講座の開催による消費者教育にも取り組んでいる。
- ・ 令和 6 年度の消費生活相談の受付状況について、消費生活相談に該当するものは、全体で 1 0 0 3 件あった。
- ・ 年間約 1 0 0 0 件の相談の傾向として多いのは通信販売で、インターネット通販を中心とした在宅での買い物環境による契約である。近年の傾向として増加割合が多かったのは電話勧誘販売で、4 割増加している。
- ・ 訪問販売については住宅リフォーム、屋根工事による点検商法によるものが件数・被害金額ともに多くなっている。その他、電話、新聞、電気、ガス等の契約に関する相談もある。通信販売については定期購入に関するものが多く、契約者が 1 回限りの買い物のつもりでも翌月以降定期的に送られてくる。最初は安価であったが、2 回目は金額が上がり「こんなはずではなかった」という被害が発生している。個人口座への振込を誘導された結果、金銭を取られてしまう事案や、支払い済み後に在庫がないため返金するとして「PayPay 返金詐欺」と呼ばれる LINE でのやり取りに誘導し、金銭を返してもらおうつもりが、結局支払わされてしまう事案がある。架空の事業者や、ホームページが削除されているなど全く足取りを辿れなくなってしまった場合、消費生活センターとしては斡旋もできないのが現実である。

- ・ 通信販売については、SNS・スマートフォンを用いた返金詐欺、投資を装った個人口座への入金若くは若い人を中心に多い印象である。
- ・ 官公庁や通信会社を装い「2時間後に電話が止まる」「2時間後に電気が止まる」などの自動音声の流れ、「オペレーターと話したければ1番を押してください」と誘導し、接続されると個人情報を取られたり、不正な請求をされる手口がある。
- ・ 「+」から始まる番号で「以前ご注文いただいた海鮮市場です」として、年末に高齢者を対象に魚介類の購入を迫る電話があるが、「以前ご購入いただいた」というのは虚偽であることが多く、どこかで名簿が流出している可能性がある。
- ・ ネガティブオプションとは、注文した覚えのないものが突然届き、代金引換で支払わされてしまう事案で、送付元と連絡がつかない。
- ・ パソコンがウイルスに感染したという偽の画面表示でサポートセンターに電話をかけさせ、サポート料名目で金銭を取る手口や、口座を持っていない銀行からのメールなどの架空詐欺・フィッシング詐欺も発生している。
- ・ 消費者ホットライン、「188」に局番なしでお電話いただくと、郵便番号の入力案内がありますので、郵便番号を入力していただくと管轄する消費生活センターに接続される。松本市民の方であれば松本市の消費生活センターに接続され、また合同庁舎内の県の消費生活センターでも対応可能である。何かあればご相談いただきたい。

【質疑応答】

質問1（委員）

松本市の令和6年の取組みの中で、被害防止機器180台とあるが、今年度増やす予定はあるか。

回答1（事務局）

特殊詐欺対策機器180台は、県の補助金で市が購入したもので、180台は全て貸し出し中である。それ以降、対策機器の追加購入は行っていない。

質問2（委員）

松本市の今年度の取組みで、年金支給日に啓発運動を行うことについて、松本警察署からの話を聞いて、危険なのは若者なので、年金支給日ではなく、もっと直接的に若い人達に伝わるような方法を検討された方がよいのではないかと思うが、この点についてご検討はされたか。

回答2（事務局・松本警察署・防犯協会）

年金支給日の啓発活動には依然として価値がある。配布資料のとおり、高齢者の被害はゼロではなく、若い世代の被害が増加している状況である。ただし、統計で若年層の増加が多く出ているのは今年の傾向であり、これがどこまで続くかは予想がつかない。年金支給日等の啓発により、若い世代への啓発も併せて実施できるのではないかと考える。これまで培ってきた高齢者への啓発の機会は、警察が何十年にわたって築いてきた基盤があるため、そのベースを活かしつつ、高齢者の被害も実際にあることから、そこを防ぎながら若年層への対応も並行して行っていく。松本市としても、ホームページ・広報等で若者向けの周知に協力できると考えており、できることがあれば実施していきたい。

質問3（委員）

20代がオレオレ詐欺等に巻き込まれることが増加しているので、若年層への教育が重要になってくるのではないかと考えるが、現状について教えていただける範囲で教えていただきたい。

回答3（松本警察署）

SNSを使った子どもに対する犯罪は増加している。警察にはスクールサポーターがおり、学校等で様々な防犯講話を実施している。従来は「いかのおすし」等を低学年に説明したり、連れ去り等の実演を行ったりしていたが、最近は小学生・中学生・高校生にネットリテラシーの教育を依頼され実施している。学校からも、ネットリテラシーの教育、インターネットに関する教育、被害防止のための教育を依頼されることがあり、それに基づいて「知らない人と知り合うことの危険性」を各学年、年齢層に分けて、高校生には具体的に示して教育を図っている。また、保護者には子どもがどのようなSNSを使用しているか、どのようなアプリが入っているか、誰とやり取りをしているかを把握しておいてほしい。学校の先生にも伝えられているが、SNSの中でどのようなサイトが危険か、どのようなアプリが危険なのかは、自ら知ろうとしなければわからない。今流行しているアプリについては子ども達の間で話題になっていると思うが、学校の先生にも理解してほしいと話している。学校の先生が最も身近にいて様々な雑談等を聞く機会があるはずで、それを先生が聞いて気づけなければ被害を防げない。個人的には、毎日アプリやインターネット関係の情報収集を欠かさずに行っている。それは気づけないことを防ぎたいからである。このことを学校の先生にも理解していただく、保護者にも子ども達のことを

理解してもらいたい。子どもが未成年で小さいうちは、子ども達のアプリの機能について保護者も把握し、どのような機能があるのか確認してもらいたい。保護者が気づくことで未然に防ぐことができるかもしれない。警察の経験では、行方不明になった子ども達は、小学生でもXやインスタグラム等を多数使用しており、行方不明になって連れ去られた後に、インスタグラムに「今ここに行ってデート中」というような写真を投稿していることがある。保護者がそのアカウントを知っていれば捜査で見つけられる確率が極めて高くなり、警察官が直ちに向かって保護することができる。しかし保護者が全く分からなければ、子ども達が何を使っているのかわからなければ、捜査が非常に困難になる。子どもたちの命が守れないかもしれないので、そのような観点からも呼びかけを行っていききたい。